



2025 年 5 月 7 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ア ズ 企 画 設 計
代表者名 代表取締役社長執行役員 松本 俊人
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員経営戦略部長 相馬 剛
(TEL 03-6256-0840)

**第三者割当による第 5 回新株予約権（行使価額修正型への新株予約権転換権付）及び
第 6 回新株予約権（固定行使価額型）の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025 年 4 月 21 日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当の方法による第 5 回新株予約権（行使価額修正型への新株予約権転換権付。以下、「本第 5 回新株予約権」といいます。）及び第 6 回新株予約権（固定行使価額型。以下、「本第 6 回新株予約権」といい、本第 5 回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日付で割当先である三田証券株式会社と当社代表取締役松本俊人氏（以下、「当社代表取締役松本氏」といいます。）それぞれから本新株予約権に係る発行価額の総額（6,929,700 円）の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2025 年 4 月 21 日に公表いたしました「第三者割当による第 5 回新株予約権（行使価額修正型への新株予約権転換権付）及び第 6 回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ」と、2025 年 5 月 1 日に公表いたしました「(訂正)「第三者割当による第 5 回新株予約権（行使価額修正型への新株予約権転換権付）及び第 6 回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2025 年 5 月 7 日
(2) 発行新株予約権数	2,900 個 本第 5 回新株予約権 2,000 個 本第 6 回新株予約権 900 個
(3) 発行価額	総額 6,929,700 円 (本第 5 回新株予約権 1 個につき 2,550 円、本第 6 回新株予約権 1 個につき 2,033 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	290,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 本第 5 回新株予約権 200,000 株 本第 6 回新株予約権 90,000 株 本新株予約権について、上限行使価額はありません。 本第 5 回新株予約権について、行使価額修正型に転換された場合の下 限行使価額は 2,000 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 200,000 株です。

	本第 6 回新株予約権について、行使価額の修正は行われず、下限行使価額はありませぬ（固定行使価額型）。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	745,729,700 円（差引手取金概算額：728,547,646 円） （内訳） 本第 5 回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 5,100,000 円 新株予約権行使による調達額：486,800,000 円 本第 6 回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 1,829,700 円 新株予約権行使による調達額：252,000,000 円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	本第 5 回新株予約権 行使価額 2,434 円 本第 5 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第 5 回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第 5 回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本第 5 回新株予約権の発行要項第 17 項に定める本第 5 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の発行要項第 17 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 2,000 円（以下、「下限行使価額」といい、本第 5 回新株予約権の発行要項第 10 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。 本第 6 回新株予約権 行使価額 2,800 円

	本第 6 回新株予約権については、行使期間中に行使価額の修正は行われません（固定行使価額型）。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、下記のとおり割り当てます。 本第 5 回新株予約権 三田証券株式会社 2,000 個 本第 6 回新株予約権 当社代表取締役松本氏 900 個
(8) 新株予約権の行使 期間	2025 年 5 月 8 日から 2027 年 5 月 8 日までの期間とします（但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とします）。
(9) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結しております。 本買受契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定されております。本新株予約権の譲渡について当社取締役会において承認がなされた場合には、直ちにその内容について開示いたします。

以 上